



島根県報

平成25年2月8日（金）

第2,468号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地処分（6件）	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ ” ）	4
内水面における共同漁業の免許の内容等の事前決定	（水 産 課）	4
都市計画事業変更の認可	（下 水 道 推 進 課）	9

告 示

島根県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年1月29日付けで県営土地改良事業に係る金城地区（菅沢工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年1月29日付けで県営土地改良事業に係る金城地区（小国郷工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第91号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年1月29日付けで県営土地改良事業に係る金城地区（柚根工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年1月28日付けで県営土地改良事業に係る奥出雲地区（旭工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年1月28日付けで県営土地改良事業に係る奥出雲地区（坂根工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年1月28日付けで県営土地改良事業に係る奥出雲地区（里田工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県告示第95号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町佐陀本郷字カジャ谷598、字鶴巻607、字池頭2636-1、字畑垣2644-1、2645、2649、2651から2653まで、2653-1、2655

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第96号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市多伎町奥田儀932-1、1411-1、1411-3、1417から1419まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第97号

平成25年島根県告示第40号で保安林予定森林とされた次の山林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝口善兵衛

森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森 林 の 所 在 場 所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	山林の権利者	住 所
浜田市旭町都川1711-1	無限責任都川信用 購買販売利用組合	浜田市旭町都川799-2

島根県告示第98号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における共同漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝口善兵衛

1 免許の内容たるべき事項及び関係地区

◎公示番号 内共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ 漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい	〃
	ふな	〃
	うなぎ	〃
	わかさぎ	〃
	しらうお	〃
	すずき	〃
	えび	〃

(イ) 漁場の位置

宍道湖並びに大橋川、朝酌川、京橋川、天神川、権太夫川、馬橋川、佐陀川、平田船川、五右衛門川、新建川、忌部川及び斐伊川の一部

(ロ) 漁場の区域

宍道湖一円並びに次のア、基点第1号及びイを結ぶ線以西の大橋川（剣先川、八間川及び手古川を含む。）、朝酌川、セソから下流の京橋川、天神川、権太夫川、タチから下流の馬橋川、ウエ以南の佐陀川、キクから下流の五右衛門川、ケコから下流の新建川、オカから下流の忌部川、基点第6号とサを結ぶ線から下流の斐伊川及び平田船

川（シスから下流の湯谷川を含む。）

- 基点第1号 松江市竹矢町地内塩楯島東端に設置した標柱
 基点第2号 松江市鹿島町恵曇地内湊橋右岸下流つけ根に設置した標柱
 基点第3号 松江市乃白町地内福富井堰右岸下流つけ根に設置した標柱
 基点第4号 出雲市斐川町黒目地内相生橋左岸下流つけ根に設置した標柱
 基点第5号 出雲市斐川町三纏地内山陰本線新建川鉄橋左岸下流つけ根に設置した標柱
 基点第6号 出雲市上島町地内に設置した標柱（出雲市斐川町阿宮字上阿宮地内赤川と斐伊川の合流の地点。）
 ア 基点第1号から354度の線と対岸との交点
 イ 基点第1号から174度の線と対岸との交点
 ウエ 基点第2号湊橋下流端の線
 オカ 基点第3号福富井堰下流端の線
 キク 基点第4号相生橋下流端の線
 ケコ 基点第5号山陰本線新建川鉄橋下流端の線
 サ 基点第6号から349度の線と対岸との交点
 シス 出雲市平田町地内中の島大橋下流端の線
 セソ 松江市東本町、学園南東橋下流端の線
 タチ 松江市東津田町地内山陰本線馬橋川鉄橋下流端の線

(2) 関係地区

松江市（松江市島根町、美保関町、八雲町、八束町及び東出雲町を除く。）及び出雲市（出雲市佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町を除く。）

◎公示番号 内共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ	漁業	1月1日から12月31日まで
	こい	〃	〃
	ふな	〃	〃
	うなぎ	〃	〃
	うぐい	〃	〃
	やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）	〃	〃
	ごぎ（いわなを含む。）	〃	〃
	もくずがに	〃	〃

(イ) 漁場の位置

斐伊川

(ウ) 漁場の区域

次の基点第6号とアを結ぶ線から上流の斐伊川本流並びに支流

基点第6号 出雲市上島町地内に設置した標柱（出雲市斐川町阿宮字上阿宮地内赤川と斐伊川の合流の地点。）

ア 基点第6号から349度の線と対岸との交点

(2) 関係地区

出雲市斐川町阿宮、上島町及び大津町、雲南市並びに仁多郡奥出雲町

◎公示番号 内共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ	漁業 1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	あゆ	〃 〃
	こい	〃 〃
	ふな	〃 〃
	うなぎ	〃 〃
	すずき	〃 〃
	やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）	〃 〃
	ごぎ（いわなを含む。）	〃 〃
	もくずがに	〃 〃

(イ) 漁場の位置

神戸川及び十間川

(ロ) 漁場の区域

次の基点第7号とアを結ぶ線から上流の神戸川（来島貯水池を含む。）及びその支流並びに基点第8号とイを結ぶ線から上流の保知石川、ウエから上流の十間川

基点第7号 出雲市西園町向原4304番9北端に設置した標柱

基点第8号 保知石川における出雲市大島町と神門町との境界に設置した標柱

ア 基点第7号から344度の線と対岸との交点

イ 基点第8号から141度の線と対岸との交点

ウエ 出雲市知井宮町真幸ヶ丘地内もちだ橋上流端の線

(2) 関係地区

出雲市（出雲市平田町、多伎町、湖陵町及び斐川町を除く。）、大田市山口町、飯石郡飯南町及び雲南市掛合町波多

◎公示番号 内共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ	漁業 1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい	〃 〃
	ふな	〃 〃
	うなぎ	〃 〃
	すずき	〃 〃
	しらうお	〃 〃
	えび	〃 〃
	もくずがに	〃 〃

(イ) 漁場の位置

神西湖及びこれに流入する河川

(ロ) 漁場の区域

神西湖一円並びに次の基点第8号とアを結ぶ線から下流の保知石川、イウから下流の十間川、エオから上流の十

間川、九景川、常楽寺川、姉谷川及び後谷川

基点第8号 保知石川における出雲市大島町と神門町との境界に設置した標柱

ア 基点第8号から141度の線と対岸との交点

イウ 出雲市知井宮町真幸ヶ丘地内もちだ橋下流端の線

エオ 出雲市湖陵町差海字北組下橋上流端の線

(2) 関係地区

出雲市東神西町、西神西町、神西沖町、大島町及び湖陵町

◎公示番号 内共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第五種共同漁業	あゆ	漁業	1月1日から12月31日まで
	こい	〃	〃
	うなぎ	〃	〃
	うぐい	〃	〃
	おいかわ(はえ)	〃	〃
	すずき	〃	〃
	やまめ(あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。)	〃	〃
	ごぎ(いわなを含む。)	〃	〃
	もくずがに	〃	〃

(イ) 漁場の位置

江の川

(ウ) 漁場の区域

次の基点第9号とアを結んだ線から上流基点第10号とエを結んだ線に至る江の川本流及び支流(ただし、イウ及びオカから上流の江の川支流を除く。)並びに邑智郡邑南町地内上田川、藤社川、青山谷川、黒瀬川及び長瀬川

基点第9号 江津市松川町太田地内に設置した標柱(旧江津町と旧松川村境界)

基点第10号 邑智郡邑南町地内両国橋左岸下流つけ根に設置した標柱

基点第11号 江津市桜江町八戸地内八戸ダム右岸下流つけ根に設置した標柱

基点第12号 江津市桜江町八戸1894番地の3取水堰堤右岸下流つけ根に設置した標柱

ア 基点第9号から111度の線と対岸との交点に設置した標柱

イウ 基点第11号八戸ダム下流端の線

エ 広島県三次市作木町大津地内両国橋下流右岸つけ根

オカ 基点第12号取水堰堤下流端の線

(2) 関係地区

邑智郡川本町、美郷町及び邑南町、江津市、大田市祖式町並びに飯石郡飯南町井戸谷及び塩谷

◎公示番号 内共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第五種共同漁業	あゆ	漁業	1月1日から12月31日まで
	こい	〃	〃

うなぎ	〃	〃
やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）	〃	〃
ごぎ（いわなを含む。）	〃	〃

(4) 漁場の位置

八戸川貯水池並びに八戸川及び家古屋川

(7) 漁場の区域

次のアイから上流の八戸川貯水池並びに八戸川本流及び支流並びにウエから上流の家古屋川本流及び支流

基点第13号 江津市桜江町八戸地内八戸ダム右岸上流つけ根に設置した標柱

基点第14号 江津市桜江町八戸1894番地の3取水堰堤右岸上流つけ根に設置した標柱

アイ 基点第13号八戸ダム上流端の線

ウエ 基点第14号取水堰堤上流端の線

(2) 関係地区

邑智郡邑南町市木及び日貫並びに浜田市旭町並びに金城町今福、久佐及び追原

◎公示番号 内共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第五種共同漁業	あゆ	漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ	〃	〃
	やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）	〃	〃
	ごぎ（いわなを含む。）	〃	〃

(4) 漁場の位置

青尾貯水池及び周布川の一部

(7) 漁場の区域

次のアイから上流の青尾貯水池並びに周布川本流及び支流

基点第15号 浜田市弥栄町門田地内中国電力株式会社青尾堰堤左岸上流つけ根に設置した標柱

アイ 基点第15号青尾堰堤上流端の線

(2) 関係地区

浜田市金城町及び弥栄町

◎公示番号 内共第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第五種共同漁業	あゆ	漁業	1月1日から12月31日まで
	こい	〃	〃
	うなぎ	〃	〃
	やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）	〃	〃
	ごぎ（いわなを含む。）	〃	〃
	もくずがに	〃	〃

(イ) 漁場の位置

三隅川

(ウ) 漁場の区域

浜田市三隅町湊浦地内山陰本線三隅川鉄橋下流端の線から上流の三隅川本流及び支流

(2) 関係地区

浜田市三隅町及び弥栄町並びに益田市美都町

◎公示番号 内共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第五種共同漁業	あゆ	漁業	1月1日から12月31日まで
	こい	〃	〃
	うなぎ	〃	〃
	おいかわ(はえ)	〃	〃
	やまめ(あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。)	〃	〃
	ごぎ(いわなを含む。)	〃	〃
	もくずがに	〃	〃

(イ) 漁場の位置

高津川

(ウ) 漁場の区域

次の基点第16号とアを結んだ線から上流の高津川本流及び支流

基点第16号 益田市中島町大塚西地内に設置した標柱

ア 基点第16号の対岸益田市高津七丁目13番地先に設置した標柱

(2) 関係地区

益田市並びに鹿足郡吉賀町及び津和野町

2 免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 平成25年9月1日

(2) 申請期間 平成25年3月1日から同年6月15日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

2 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

島根県告示第99号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

隠岐の島町

2 都市計画事業の種類及び名称

西郷都市計画下水道事業

西郷公共下水道

3 事業施行期間

平成16年11月26日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成23年島根県告示246号の事業地に中町出雲結ノ上を加える。

(2) 使用の部分

平成23年島根県告示246号の事業地のうち、隠岐の島町下西荒尾、今井田及び大座並びに有木クラミロ、広田、坂根及び尼寺山並びに西町土居敷並びに栄町地内において事業地を変更する。